

任務を構成する事業評価

No.	20	担当課	環境推進課
-----	----	-----	-------

1.任務目的

任務目的	快適な環境で安心して暮らせるまちづくり
------	---------------------

2.任務概要

任務概要	快適な環境で安心して暮らせるまちづくりを維持するため、愛玩動物の適正飼育、野良猫対策、死体動物の適正処理及び食品衛生対策や市営霊園適正管理を行う。また、一般廃棄物の適正な収集運搬処分を行うとともに一般廃棄物処理施設である最終処分場の適正な管理を行う。
任務の総括	法で規定されている狂犬病予防注射については、今後も継続して実施する。また、動物の死体処理については、適正処理を実施し、環境の維持に努める。野良猫については、不適切に餌を与え、猫が集まってきている状態の近隣住民からの糞等の被害による苦情が多いため、餌やりを行っている方に対しての指導等を県と連携して行っていく。食品衛生対策や市営霊園の適正管理を行っていく。一般廃棄物については、引き続き法に則り適正に処理する。

3.任務目的を構成する事業

事業名(中分類)	動物愛護管理事業	予算事業番号 (予算事業名)	4.1.9.104027(動物愛護管理費)
事業(中分類)概要	狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録申請受付及び同法第5条第1項の規定による狂犬病予防注射を実施する。また畜犬慰霊祭や飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する補助金を交付し、動物の適正な飼い方や管理におけるマナー等を啓発する。		
取組内容・結果等(D)	・狂犬病予防集合注射を4月8日から4月12日の5日間、市内地区センターなど計13箇所で開催し、338頭への注射を実施した。なお、今年度の実績は2,142頭であった。 ・飼い主のいない猫の増加及び猫による被害を防止するための猫の不妊・去勢手術に対して補助(オス14匹、メス24匹)を行った。		
課題・問題点等(C)	野良猫への餌付けによる居座りや、放し飼いによる周辺近所への糞・尿・鳴き声の苦情があり、対応に苦慮している。		
今後の方向性(A)	狂犬病予防注射については、例年実施する集合注射を実施し、推進を図っていく。また、犬の登録申請についても法に基づき適正に対応していく。野良猫に関する苦情等の問題を減らすため、飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助金の市民への周知や、県西部健康福祉センターと連携し、飼い方のマナーなどの指導を実施していく。		

事業名(中分類)	死体動物の適正処理	予算事業番号 (予算事業名)	4.1.9.104027(動物愛護管理費)
事業(中分類)概要	動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定により、市道等の公共の場所における動物の死体の回収処理を実施する。		
取組内容・結果等(D)	市道等の公共用地における動物の死体(445匹)の回収及び火葬を実施した。		
課題・問題点等(C)	引き続き適正な処理を実施する。		
今後の方向性(A)	引き続き適正な処理を実施する。		

事業名(中分類)	市営霊園の適正管理	予算事業番号 (予算事業名)	4.1.9.10423(霊園管理費)
事業(中分類)概要	市営霊園を墓地、埋葬等に関する法律に基づき、適正に管理を実施する。		
取組内容・結果等(D)	・市営霊園等における埋葬届出等に、適正に対応した。 ・市内霊園の維持管理及び修繕を実施した。 ・霊園の需要調査を実施した結果、区画増設が急務ではないことが判明した。		
課題・問題点等(C)	適正な管理が必要である。		
今後の方向性(A)	引き続き市営霊園の適正管理が必要となる。		

事業管理シート(任務目的)

任務目的	快適な環境で安心して暮らせるまちづくり
------	---------------------

事業名(中分類)	食品衛生対策の推進	予算事業番号 (予算事業名)	4.1.9.104854(環境衛生総務費)
事業(中分類)概要	飲食に起因する食中毒等の疫病の発生を防止し、市民の健康の保護を図ることを目的として、食品の安全性の確保のため公衆衛生の向上に努める。		
取組内容・結果等(D)	<ul style="list-style-type: none"> ・菊川市食品衛生協会と連携し、食中毒防止活動及び啓発品の配布を行い、食中毒防止に努めた。 ・食中毒及びO157、ノロウイルス関係の広報掲載を実施し、また食中毒警報発令時には同報無線等により注意喚起を行った。 		
課題・問題点等(C)	引き続き菊川市食品衛生協会等と連携し、食中毒等の防止に努める必要がある。		
今後の方向性(A)	引き続き菊川市食品衛生協会等と連携し、食中毒等の防止に努める必要がある。		

事業名(中分類)	一般廃棄物の適正処理の推進	予算事業番号 (予算事業名)	4.2.1.104035(塵芥収集費) 4.2.2.104801(公用車管理(保安センター)) 4.1.9.104022(環境美化推進費)
事業(中分類)概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃掃法第6条の2項に基づき、地域住民の一般廃棄物を適正に収集運搬処分する。 ・廃掃法第3条に基づき、事業所の責務として、市の各施設の一般廃棄物を収集運搬処分する。 ・廃掃法第16条による不法投棄物について、啓発防止をするとともに市の土地に棄てられている廃棄物を収集運搬処分する。 		
取組内容・結果等(D)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋を販売し、家庭系の可燃・不燃ごみを業者委託にて収集し環境資源ギャラリーまで運搬した。年間収集運搬量は、可燃ごみ6,639t、不燃ごみ208tであった。 ・市が運営する機関の可燃・不燃ごみを環境推進課が収集し処分等を行った。 ・不法投棄については、通報による回収と毎月1回のパトロールによる回収を行った。通報分では、持込者分を含め70件の回収を行った。また、自治会依頼の看板配布・カメラ設置 防犯活動を行った。 		
課題・問題点等(C)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のため、引き続き適正な収集運搬処分を行っていく必要がある。 ・ごみの不法投棄が後をたないため、啓発活動と回収を行っていく必要がある。 		
今後の方向性(A)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のため、引き続き適正な対応を行う。 ・不法投棄については、通報が減るようにパトロール等啓発活動を行う。 		

事業名(中分類)	最終処分場の適正管理	予算事業番号 (予算事業名)	4.2.2.104039(最終処分場管理費) 4.2.2.104040(最終処分場整備事業費)
事業(中分類)概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃掃法第9条の3第5項による一般廃棄物処理施設の維持管理として、最終処分場を維持管理するとともに地元地域へ報告する。 		
取組内容・結果等(D)	<ul style="list-style-type: none"> ・柵草最終処分場埋立場では、東遠広域施設組合からの屎焼却灰42t、環境資源ギャラリーからのスラグ400t、混練固化物117t、異物コンテナ1t、がれき221tを受入れ埋め立てた。 ・柵草最終処分場浸出水処理施設について、ポンプ・制御盤・ケーキホッパーなどの機器修繕を行うとともに、業者委託により維持管理を行い安心できる水質の放流を実施した。 ・柵草最終処分場については、地元柵草地区への報告(毎月の水質結果、毎年1回の環境報告会)と立合依頼(毎月の屎焼却灰搬入、年2回の放流管水圧試験)をした。 ・廃止した三沢最終処分場については、地元地区への報告(年2回の水質検査結果、年1回の環境報告会)と立合依頼(年2回の水質検査採水確認)をした。 		
課題・問題点等(C)	柵草最終処分場の埋立完了までは、かなりの年数が見込まれるが、地元との完了時期の延長協議や施設の寿命の延命化が今後の課題となる。		
今後の方向性(A)	柵草最終処分場埋立量を正確に把握するため、測量を実施した結果、埋立可能要領には余裕があるため、地元との調整をお祈りして計画を検証する必要がある。		